

薬だっ知識

「薬物乱用」というと皆さんは何を想像しますか。覚醒剤や麻薬使用事件でしょうか。確かに覚醒剤などは、違法性のある狭い意味での薬物乱用ですが、薬物乱用はもっと身近な問題なのです。

薬剤師会には、①前と同じような症状の風邪をひいたが、以前処方された薬の残りを飲んでしまった②小学5年の兄に処方してもらった風邪薬を小1の弟に飲ませてよい③頭痛がひどく、薬局で買った頭痛薬を頻繁に飲んでいるが大丈夫か④薬がよく効くように、説明書に書いてある倍の量の薬を飲んでよい⑤マラソン大会に出るが、痛みやけいれんの予防に鎮痛薬や漢方薬を使用してもよいかなどといった相談が寄せられます。これらは、いずれも適正を欠く医薬品の使用事例で、広い意味での薬物乱用になります。

2. 身近な薬物乱用

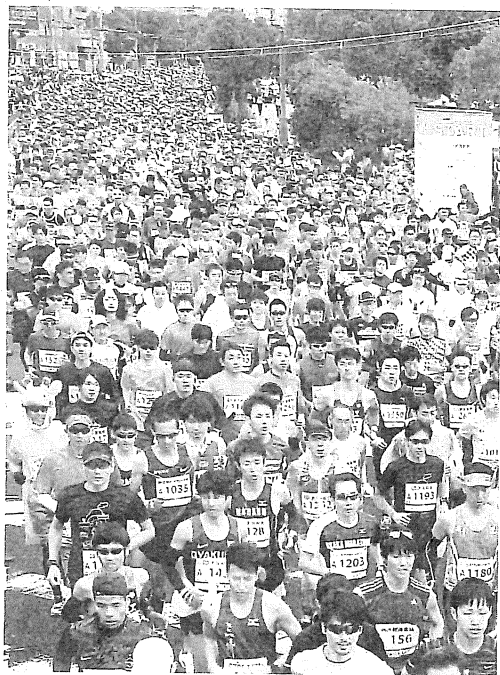
用量・用法を守って服用

風邪薬ですが、症状が同じようでも原因が異なることがあります。その場合は、治療に必要な医薬品が異なってきます。また、兄と弟では治療に必要な医薬品の量が異なります。頭痛薬の事例では、薬物乱用性頭痛になっている可能性や、医薬品に頼って病院を受診しないことで重大な疾患を見逃してしまっている危険性があります。マラソンなど、激しい運動の際に鎮痛薬を不用意に使用すると、腎臓障害を引き起こす危険性があります。

使用する人の体質などに合ったものを選択し、用量・用法を守ること、初めて本来の効果が見込めます。さもないと十分な効果が得られないばかりか、健康被害が現れることもあります。「クスリはリスク」「諸刃の剣」と言われる理由はそこにあります。

知らず知らずのうちに薬物乱用になっていませんか？ 医薬品を適正に使用し、ご自身を守るためにも医師や薬剤師等を手を活用してください。

（恵谷誠司・鹿児島県薬剤師会 薬事情報センター）



激しい運動前に鎮痛剤を服用すると腎臓障害を引き起こすこともある（写真と本文は関係ありません）